

(別記様式第1号)

| | |
|--------|--------|
| 計画作成年度 | 平成27年度 |
| 計画変更年度 | 平成28年度 |
| 計画主体 | 函館市 |

函館市鳥獣被害防止計画（第3期）

<連絡先>

担当部署名

函館市農林水産部農林整備課

所在地

函館市東雲町4番13号

電話番号

(0138)-21-3344

FAX番号

(0138)-23-0325

メールアドレス

nourinseibi@city.hakodate.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---------------|
| 対象鳥獣 | エゾシカ・ヒグマ・トド |
| 計画期間 | 平成28年度～平成30年度 |
| 対象地域 | 函館市内全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（エゾシカのみ平成27年度，その他は平成26年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------|----------------|-------------------------------|
| | 品 目 | 被害数値 |
| エゾシカ | ニンジン・馬鈴薯等 | 被害金額 13,741千円 被害面積 9.57 ha |
| | 物損（車両との衝突事故） | 被害届出件数 31件 |
| ヒグマ | デントコーン・とうもろこし等 | 食害の報告はあるが被害額は不明 |
| トド | 漁網，水産物 | 被害金額 1,000千円 |

（参考）別紙1 エゾシカ・トドによる農業・漁業被害額の推移

(2) 被害の傾向

| | |
|------|---|
| エゾシカ | 第2期計画に基づく捕獲頭数の増や侵入防止柵の設置等の対策により，旧函館市東部地域から戸井西部地域における農業被害は減少したが，旧函館市西部地域への被害の拡大が見られる。また，幹線道路におけるエゾシカと車両の衝突事故や植生被害が増加傾向にある。 |
| ヒグマ | これまでと同様に，デントコーンやとうもろこし等の農業被害が発生している。 また，ヒグマの生息域と接する市街地付近での目撃件数が増加している。平成27年度には，ヒグマが幹線道路や通学路を横断する事例もあり，地域住民との軋轢が生じているほか，支所管内においても，ヒグマが人の生活圏内に出没する傾向が強まっている。 |
| トド | 旧函館地域，南茅部地域沿岸において，冬から春にかけての来遊頭数は減少傾向にあるが，未だ漁網の破損被害は発生している。 |

(3) 被害の軽減目標

| 指 標 | 現状値 (エゾシカ：平成27年度) (トド：平成26年度) | 目標値(平成30年度) | 備 考 |
|-----------|-------------------------------------|-------------|---|
| エゾシカ 被害金額 | 13,741千円 | 現状値を30%軽減 | 第2期計画の目標は達成したが、被害地域の拡大、侵入防止柵の切れ間から侵入した個体による被害が依然発生している。 |
| トド 被害金額 | 1,000千円 | 現状値を維持 | 強化網の効果のほか、近年の来遊数減少により、第2期計画の軽減目標が達成されている。 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課 題 |
|-------------------|--|---|
| エゾシカ捕獲等に関する取組 | <p>個体数の増加を抑制するため、市内の狩猟団体への委託契約により、計画的な捕獲を実施している。</p> <p>函館市鳥獣被害防止対策協議会の活動として「くくりワナ」の貸出しや「捕獲技術講習会」を開催しているほか、生息数密度が高い鳥獣保護区内で呼び餌による一斉捕獲を実施している。</p> | <p>今後、生息域の流動や拡大も予想されており、適正な捕獲個体数については流動的である。</p> <p>また、呼び餌による一斉捕獲では、日中の発砲可能な時間帯に捕食する個体が少ない点が課題となっている。</p> |
| エゾシカ防護柵の設置等に関する取組 | <p>山林と農地との境界に侵入防止の金網柵を3,800m設置。</p> <p>金網柵の設置が困難な地域においては、電気柵を4,000m設置。</p> | <p>侵入防止柵の設置が不可能な河川や道路等から侵入したエゾシカが、農地を徘徊する被害が発生している。</p> |
| ヒグマ捕獲等に関する取組 | <p>出没情報があった時点でハンター等による出没状況調査を実施し、人畜に危害が及ぶ可能性や、農作物への被害拡大の可能性を判断する。</p> <p>人畜に危害が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、箱檻の設置等により捕獲を実施している。</p> | <p>ヒグマの生息域と接する市街地付近における出没件数が増加している。</p> |

| | | |
|-------------|---|---------------------|
| トド捕獲等に関する取組 | 銃器による捕獲を実施しているが、捕獲や処理が技術的に困難であるため、漁業協同組合が強化網10カ統を導入し、被害の未然防止に努めている。 | 絶滅危惧種であり捕獲頭数に制限がある。 |
|-------------|---|---------------------|

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>○エゾシカ 今後も個体数の増加を防ぐため、市内狩猟団体への委託により計画的な捕獲を実施するとともに、函館市鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害発生地区に重点を置いた捕獲体制の強化および効率的な捕獲方法の導入を推進する。</p> <p>○ヒグマ 北海道ヒグマ保護管理計画に基づき、関係団体との出没情報の共有や市民への出没情報の発信・注意喚起等の対応を迅速に行うとともに、箱檻等を用いた捕獲や下草刈りによる緩衝帯の設置を行い、被害の未然防止に努める。 また、出没情報のあった市街地周辺の町会や学校等を中心にヒグマの生態や対策についての理解を深めるための啓発活動を実施する。</p> <p>○トド 捕獲や処理が技術的に困難であり、また、絶滅危惧種でもあることから、銃器や花火等を用いた威嚇による追い払いを実施するとともに、漁業関係者に被害の未然防止についての周知・理解を求める啓発活動を実施する。</p> |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <p>市内狩猟団体への委託契約により有害対象鳥獣の捕獲を実施する。 函館市鳥獣被害防止対策協議会の構成団体間の協力により、暗視カメラを用いた生息状況調査やICT技術を用いた捕獲方法などの新たな技術の導入について検討を行い、効果的な捕獲を推進する。</p> |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|------|---|
| 28年 ～ 30年 | 全 般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道や狩猟団体との連携のもとハンター育成活動の推進。 ・ 農業者の狩猟免許取得推進，講習会の実施。 ・ 新たな捕獲技術の導入についての検討。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | |
|---------------|---|
| エゾシカ | 北海道により「エゾシカ生息状況広域調査」が実施され、現時点での本市域内のエゾシカ生息頭数が判明したことから、これ以上のエゾシカ生息頭数増加に歯止めをかけ、被害拡大を防止するために捕獲を実施する。 |
| ヒグマ | 捕獲数の目標は定めず、出没個体の有害性などを判断し、人畜に危害が及ばないよう適切な捕獲を実施する。 |
| トド | 捕獲数の目標は定めず、漁業被害の状況に応じて、北海道連合海区漁業調整委員会と協議しながら捕獲を実施する。 |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------|--------|------|------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| エゾシカ | 240頭 | 500頭 | 500頭 |

| 捕獲等の取組内容 | |
|----------|---|
| エゾシカ | 1年間を通じて市内全域で銃器、ワナによる捕獲を実施する。 |
| ヒグマ | 春期から秋期にかけての出没時に、銃器や箱檻により有害性のある問題個体の捕獲を実施する。 |
| トド | 冬期から春期にかけて、北海道連合海区漁業調整委員会と協議しながら銃器による捕獲を実施する。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| — |

(参考) 別紙1 エゾシカ捕獲頭数の推移

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| — | — |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|--------------------------------|-------------|-------------|
| | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| エゾシカ | 生息状況調査や被害状況により被害の拡大が予想される地域を特定 | 電気柵 1 km | 電気柵 1 km |

(2) その他被害防止に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取 組 内 容 |
|-----------------|------|--|
| 28年 ～ 30年 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況調査（暗視カメラ設置やライトセンサス等） ・ 音や光を用いた追い払い機の導入 ・ 新技術の積極的な活用 ・ 侵入防止柵の定期点検 ・ 花火などによる追い払い |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関の名称 | 役 割 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 渡島総合振興局保健環境部 環境生活課 | 指導・助言，捕獲の許可 |
| 函館市農林水産部農林整備課 各支所産業建設課 | 狩猟団体への手配要請，学校・公共施設・ 町会等への広報，連絡調整 |
| 北海道警察（中央警察署） | 通報受付，現場の安全確保，付近住民への広報 |
| 北海道猟友会新函館支部 函館有害駆除会 | 現場の巡視・検分，危険箇所パトロール，捕獲活動 |
| 一般社団法人 ノースランドレンジャー | 現場の巡視・検分，危険箇所パトロール，捕獲活動 |

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2 緊急時の連絡フロー図のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 函館市鳥獣被害防止対策協議会 |
|------------------------|---------------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 函館市役所 | 協議会の連絡調整および農林漁業者や地域住民に対する啓発活動 |
| 新函館農業協同組合 七飯基幹支店 | 農業被害状況調査 被害予防策推進 ワナ・網猟免許取得促進 |
| 函館市亀田農業協同組合 | 農業被害状況調査 被害予防策推進 ワナ・網猟免許取得促進 |
| 函館市漁業協同組合 | 水産被害状況調査 被害予防策推進 |
| 南かやべ漁業協同組合 | 水産被害状況調査 被害予防策推進 |
| 北海道猟友会新函館支部 函館有害駆除会 | 鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲 |
| 一般社団法人 ノースランドレンジャー | 鳥獣の生態等に関する助言 有害鳥獣の捕獲 |
| はこだて広域森林組合 | 林業被害状況調査 被害予防策推進 |
| 函館市農業委員会 | 農業被害状況調査 被害予防策推進 |
| 鳥獣保護管理員 | 鳥獣全般に関する助言及び情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 渡島総合振興局保健環境部 環境生活課 | 実施に関する情報提供及び技術的助言, 被害状況把握 |
| 渡島総合振興局産業振興部 農務課 | 実施に関する情報提供及び技術的助言, 農業被害状況把握 |
| 渡島総合振興局産業振興部 水産課 | 実施に関する情報提供及び技術的助言, 水産被害状況把握 |
| 渡島農業改良普及センター | 農業被害状況把握 情報提供 農家に対する指導助言 |
| 渡島総合振興局東部森林室 | 林業被害状況把握 情報提供 林家に対する指導助言 |
| 道南農業共済組合 | 鳥獣被害情報の提供 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

函館市農林水産部農林整備課を中心として、農林漁業団体や市内狩猟団体と連携しながら、効果的で効率的な捕獲、被害防止の活動を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

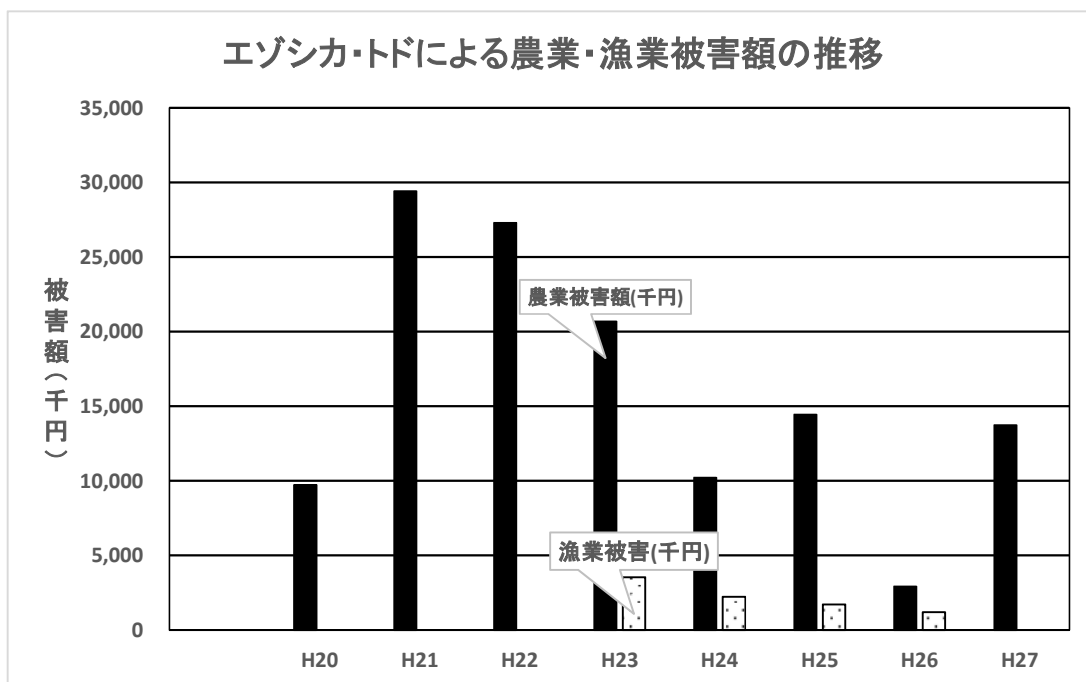
函館市では戸井地域、恵山地域、榎法華地域、南茅部地域に各支所を配置しているため、これらの支所管内で被害防止施策を実施する場合は、各支所との連携を緊密にする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

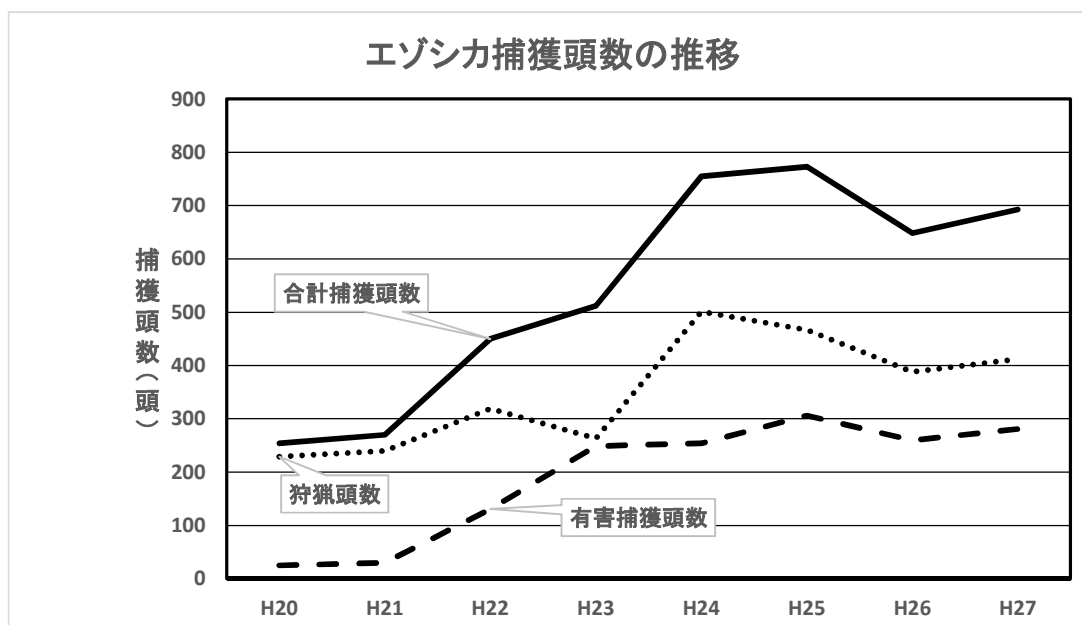
| | |
|------|------------------------------|
| エゾシカ | 皮や肉は有効活用し、それ以外は焼却処理する。 |
| ヒグマ | 試料提供後、皮や肉は有効活用し、それ以外は焼却処理する。 |
| トド | 必要に応じ試料提供後、焼却処理する。 |

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| — |
|---|



- ※ 1 トドによる漁業被害額については、H22年度からのものとなっている。
- ※ 2 農業被害額については、農作物への被害のみを計上している。
- ※ 3 H27年度のトドの漁業被害額については、未集計。



狩猟捕獲頭数: 狩猟期間(10/1~3/31)において、函館市内で捕獲された頭数。
 有害捕獲頭数: 鳥獣保護法に基づく捕獲許可を以て函館市内で捕獲された頭数。

緊急時の連絡体制フロー図

